

最終講義2021年 建築学から社会福祉学へ

前田 哲男
MAEDA Tetsuo

簡単な自己紹介から最終講義を始めます。社会福祉学部の所属は平成28年度からですが、本学に赴任したのは平成5年になります。在職中には様々な大学改革が実行され私の所属も変化しました。そのなかで出てきたこととお話できればと思っています。

私は、本学に赴任する前には、工学部の建築学科で、建築設計のトレーニングを受けてきました。篠原一男先生(1925-2006)が私の師匠になります。



篠原先生は退官する直前に、東京工業大学百年記念館(1987)を設計され、当時私は、文部技官として基本設計と実施設計をお手伝いしました。

地下1階、地上4階建ての博物館で、大学所蔵の研究機器や先端研究の成果を収集・保存する施設になります。最上階の半円柱の内部は曲面の壁が特徴的ですが、ここはレストランになっています。この時代にはまだバリアフリーという考え方は一般化されていませんでした。障害を持たれた方への配慮は不十分なままでした。なお建設工事は篠原先生が退官された後になります。

母校の大学では建築計画第2講座に所属していましたので、篠原先生の退官後は、助手として、同じ講座の坂本一成先生(1943-)の研究室に移籍しました。



このHouse F (1988)は、同じ大学で建築史を専門にしている教官の自宅になります。食堂や居間は1階ではなく、太陽光や風を取り入れやすい2階に作られています。中庭に設けられた外階段を上って2階の玄関から入ります。3階建ての建物で、階段の多い住宅になっています。住み手が高齢になった場合の配慮は不十分なままでした。





コモンシティ星田(1991-1992)です。大阪府住宅供給公社が事業主となった建売住宅団地です。全国規模の競技設計が行われ坂本研究室の案が採用されました。

ゴルフ場の跡地に建設されたこの住宅団地では、電線が地中に埋められています。

団地の中央に集会所があり、滝が設けられています。中央の広場には、この滝の水が流れる水路があります。またその周辺に、ちょっとした段差があります。この水路や段差には手摺が設けられていません。さらに点字ブロックもありません。

景観的にはとてもすっきりしていて美しいのですが、社会福祉学的な視点から見ると、いかなものか疑問が残る設計になっていると反省しています。

日本建築学会発表 部門

1. 材料施工
2. 構造
3. 防火
4. 環境工学
5. 建築計画
6. 農村計画
7. 都市計画
8. 建築社会システム
9. 建築歴史・意匠
10. 海洋建築
11. 情報システム技術
12. 「作品選集」
13. 教育
14. 災害
15. 地球環境

※ 居住福祉は、細分類にも登場していない。

(建築計画第1講座、建築計画第2講座、建築計画第3講座)

このスライドは、日本建築学会で研究を発表するときの部門の種類を表しているものになります。居住福祉は再分類にも登場してきていません。

このように私は、社会福祉学とはかなりかけ離れた世界から大学での教育研究活動をスタートし

ています。

建築とは、多種多様な人々の生活環境を創造する技術ですが、建築学には建築の本質を探究する建築論という分野があります。建築を哲学する学問領域です。

一般的に私たちの生活は環境に左右されてしまうということが言えると思います。そこで、豊かな社会を築くためにも、優れた建築とはどうあるべきかをつねに検討していく必要があります。これが建築論の役割ということになります。

建築論の歴史は西洋では古代ローマ時代にさかのぼります。ウィトルウィウスが『建築十書』を著しています。

この書の第三書第一章に美しい人体のプロポーションに関する記述があります。

「人体の中心は自然に臍(へそ)である。(中略)さらに、人体に円の図形がつくられるのと同様に、四角い図形もそれに見いだされるであろう。」

レオナルド・ダ・ヴィンチによるウィトルウィウスの人体図はこの著述に基づいて描かれたもので、この『建築十書』はルネサンスに復活した書物になり、多くの西洋の建築家たちが読んだ書物になります。

『建築十書』の第一書第三章に

「1 建築術の部門は三つある、すなわち建物を建てること、日時計を作ること、器械を造ること(以下省略)。

2 これらは、また、強さと用と美の理が保たれるようになさるべきである。」と書かれています。

地震や台風で建物が壊れてしまいますと困ります。使いにくい建物でも困ります。建物には美しさも必要でしょう。

日時計や機器を造ることが建築と言われると違和感を覚えますが、建築における強・用・美の三者の同時実現は、現代でも通用する考え方であると思います。

この書を翻訳されたのが、京都大学の森田慶一先生(1895-1983)ですが、現代日本の建築論は森

田先生にはじまると言われています。

私の師匠である篠原先生は、建築論ではなく『住宅論』（1970）を書かれました。そしてそこで、住宅は芸術であると主張されました。この書には次のことが書かれています。

「住宅は芸術である。（中略）住宅は建築といわれている領土から離れて独立することを、それは意味している。」

「工場設計が生産に直接かかわり、文明創造に参加するものならば、住宅設計は人間そのものに直接かかわり、文化創造に参加するものであることをこの主張から読みとっていただけるだろう。」

「住宅設計で今もっとも必要とされるのは自由奔放な想像力だとさえわたしは思っているが、それは見えがかりの造型の新奇さではない。」

造型の新奇さを求めてはだめだ。文明ではなく文化が大切である。文化とは心を耕すこと、心を磨くことです。確かにそう思います。優れた住宅は確かに人を感動させるでしょう。ただ、住宅は芸術であるとストレートに言われると…。

ウィトルウィウスの強・用・美という言い方の中にすでに美の話が入っています。この場合には違和感を抱かなかった人でも、住宅は芸術であるとストレートに言われると、強い違和感を抱く人が多いのではないかと思います。

住宅は、芸術家気取りの建築家の自己満足や自己実現のためにあるのでしょうか？そうではないはずです。

また住み手は単なる消費者でしょうか？住み手が住まいについて構想を練り、間取りや住まいの姿などを建築家に提案してはいけないのでしょうか。住み手より建築家の方が偉いのでしょうか。確かに住み手より建築家の方が専門知識を深く知っています。しかし、建築家と住み手は対等であるべきです。パートナーであるべきです。

さらに、現代建築家の抱く美意識の特殊性を指摘することができると思います。例えば、黄色い点字ブロックですが、景観を壊すと考えている建

築家は、まだまだ多いと思います。

こうしたことが、住宅は芸術であるという主張に違和感を抱かれる方々の思いではないかと思えます。

ところで、芸術や美の問題は社会福祉学と無関係でしょうか。高額な芸術作品を購入できる人は限られ、生活に困窮していると芸術作品を購入することはできません。こうした現実を見ると、社会福祉学は芸術と無関係と言えるかもしれません。しかし芸術は高額所得者のためだけにあるのでしょうか？そうではないと思っています。そこでここで、芸術と民衆との関係を見てみます。

世界的に有名な美術館としてルーブル美術館がフランスにあります。ルーブル美術館はかつて王侯貴族の住む宮殿であった建物です。フランスではフランス革命がありました。このフランス革命によって、王侯貴族が収集してきた膨大な量の芸術作品が民衆に開放されました。民衆が自由に芸術作品を鑑賞することができるようになりました。こうして生まれたのがルーブル美術館です。

残念なことに日本にはこうした歴史がありません。芸術作品は王侯貴族のためにあるのではなく、本来私たちのためにあるのですが、私たちはどこか遠い存在と感じています。

芸術が王侯貴族や高額所得者などの特権的な階級のためにあると感じてしまう理由はどこにあるのでしょうか。いくつか理由があると思いますが、その一つの理由は、価値を評価することから生まれる権威主義にあるのではないかと考えています。美術館の役割の一つに芸術作品を評価するということがあります。

「日展」は明治40年、文部省美術展覧会から始まっていますが、その他にも様々な展覧会が開催され、権威のある専門家によって芸術作品が評価されてきています。

ただ、常に適正な評価がなされているのか気になるところです。評価をすることは大変難しいことだと思います。だれでもできることではありません。

そこで、評価をする人の能力や権威が注目されます。優れた作品であると言えるのは、その理由は、評価する人に能力や権威があるからだということです。こうした強い権威主義は、芸術と民衆をかけ離す一つの要因であると思っています。

住宅は権威のある専門家のための芸術ではなく、民衆や多種多様な人々に開放された芸術であるべきであると私は考えています。

先ほど紹介したように、私の師匠である篠原先生は、住宅は芸術であると主張されました。芸術は人間の感覚や感情そして美学とも関係します。知性だけではなく感性も人間の重要な能力です。人の痛みを感じられない冷酷な人にはなりたくないと思います。

そこで、感性や感覚の役割を検討した優れた建築論として、上松佑二先生の『建築空間論—その美学的考察』を紹介します。これは1986年、昭和61年に出版されています。

建築空間体験における感覚の役割を検討する第9章において、人間の感覚が12種類に分類整理されています。視覚や聴覚などの5感のほかに、温度感覚や自我感覚など様々な感覚があるという主張です。

感覚が拡大されていますが、感覚の数が12である必要は必ずしもないと言われています。建築空間体験においては、5感以外にも重要な感覚があるという主張です。ただ、例えば自我感覚、これは本当に感覚なのでしょうか疑問が残ります。

第10章では、総合感覚体験としての美的空間体験がテーマになっていますが、次のように結論付けられています。

「建築の「空間体験」を「感覚体験」として捉え、その「感覚体験」の内容を吟味するために、第9章においては、個々の感覚体験を個別的に考察せざるをえなかった。現実の「美的空間体験」はしかし、根源的な「統一」のもとにある。「美的空間体験」においては、それ故、建築の「美的空間体験」が、要素的に分解されるのではなく、文字

通り、「総合感覚体験」として捉えられなければならない。」

建築の空間体験は、感覚体験と言えます。分析のために個々の感覚体験を個別に検討し最後に統合するということによって、新たな知見が得られたと言えば、得られたのでしょうか。ただ、再統合のために要素に分解していますが、最後の段階で、それぞれの要素がどのように関係し合っているのか明確にはなっていません。

また、ここに登場してきている人、建築を体験している人はどのような人なのでしょうか。例えば、目や耳が不自由な方はどのように位置づくののでしょうか。このような方々は感動的な建築体験ができないということでしょうか。

根源的という言葉に惑わされては駄目だと思います。この主張は、限られた人に当てはまるもので、決して根源的なものではないと思います。

多種多様な人々のことを配慮することが必要な時代になっていますが、この例のように、現代日本の建築論では、社会福祉学的視点がとても弱いと思っています。

社会福祉学にとっても文化や芸術は大切であると思いますので、もう少し文化や芸術の話にお付き合いください。

平成13年に文化芸術基本法が成立しています。ここで基本法とはどのようなものかと言いますと、国の制度や政策に関する理念や基本方針が示されている法律ということになります。この基本方針を受けて、個別法が制定され、様々な政策が遂行されていきます。

例えばどのようなものがあるかと言いますと、社会福祉関係では、昭和45年に心身障害者対策基本法、平成7年に高齢社会対策基本法などが制定されています。

このスライドでは、文化芸術基本法の前文を紹介しています。

「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらな

い願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」

この前文にありますように、人々が相互に尊重し合い、多様性が受け入れられた心豊かな社会は、世界平和に寄与するものであると思います。

社会福祉学にとっても、民衆や多種多様な人々に開放された芸術を尊重することは、重要であることを、ここで再確認したいと思っています。

さて、建築論は哲学でありまた美学とも関係していきます。

美学を語る時、カントの『判断力批判』は避けては通れないものと思います。

心的能力の全体	認識能力	ア・プリオリな原理	適用の範囲
認識能力	悟性	合法則性	自然
快・不快の感情	判断力	合目的性	芸術
欲求能力	理性	究極目的	自由

この表はカントによる心的能力の分類表です。カントは人の精神を知情意に分類しました。芸術は、知情意の情と関係します。芸術は、快・不快の感情や判断力と関係します。

カントによると判断力は二つに分類されます。規定的判断力と反省的判断力です。普遍的なものが与えられていて、その下に特殊なものを包摂するのが規定的判断力になります。これに対して、特殊なものがまず与えられていて、普遍的なものを求めるのが反省的判断力になり、美学的判断力はこの反省的判断力ということになります。

そしてそこにあるア・プリオリな原理。経験後に知る原理ではなく、経験に先立つ原理は合目的性となります。合目的性とは、事物のあり方が一定の目的にかなっていることです。

美学的判断力の特徴として、利害を離れる。一切の関心にかかわらないという無関心。目的設定

の意志が働いていないのに意にかなっているという目的なき合目的性などが挙げられています。

そして、私たちが美と判定するその心の状態を、「ある対象を目にして、心の中で起こる構想力と悟性の調和(戯れ)が、対象に投影され、その調和があたかも対象そのものの性質と見えるとき、そこに美と判定されるものが成立する。」と語っています。

芸術作品を見て、構想力と悟性の調和(戯れ)が心の中で登場してきたとき、美しさを私たちは感じ、他人に対してもこの芸術作品が美しいと主張できるということです。

心の働きを要素に分解しそして統合するという分析手法は、先ほどの上松先生のものと同じですが、カントの方が上松先生以上に各要素の関わり合いが具体的に明確になっています。

美を語る時、その理由を物の形に求める考え方があります。例えば芸術作品のプロポーシオンなどに理由を付ける考え方があります。先ほどの古代ローマ時代のウィトルウィウスは、人体比例で人の美しさを説明しました。

こうした美の説明に対して、カントや上松先生のように、人の心に内在する普遍性を探究する考え方があります。

建物の形の美しさではなく、人の心の美しさは社会福祉学にも関係してくると思います。

人の心の美しさは、心の叫び、モラル、道徳と関係してきます。

カントは道徳の象徴としての美について次のように語っています。

「そこで私が言おうとするのはこういうことである、-美は道徳的善の象徴である、また美はかかる関係(これはすべての人にとって自然的であり、またすべての人が他者に義務として要求するところの関係である)においてのみ我々に快いものであり、兼ねてまた他のすべての人の同意を要求するのである、それと同時に我々の心は、感官的印象による快の単なる感受を超えて或る種の醇化と高揚とを意識し、また他の人達の価値をも、

彼等自身の判断力の格律〔主観的原理〕と同様の格律に従って尊重するのである。〕

人の心の美しさを大切にしたいと思います。カントの言うように美は、道徳的善の象徴であり、他者尊重につながるということを再確認したいと思います。

いま、生活の文化を磨き、社会関係の質を高め、誰にとっても生きやすい社会を実現するために、建築学と社会福祉学を連携させ、居住福祉を充実させることが重要であると考えています。

住宅は芸術、民衆に開放された芸術を目指すべきです。こうした世界を目指す美しい心とともに、充実した居住福祉を現実のものとするべきであると思います。そのためには、居住福祉充実のための思想、基本的理念を構築する必要があります。そのとき、京都学派を作られた西田幾多郎先生(1870-1945)の著作は得るものが多いと考えています。

西田幾多郎先生は『善の研究』という書物の著者として知られています。一般的な認識論においては、主体と客体(世界)の主客二分法が一般的ですが、次のように純粹経験ということを主張されました。心の動きを要素に分けず、そのままに捉えようとしています。

「真の意識統一というのは我々を知らずして自然に現われ来る純粹無雑の作用であって、知情意の分別なく主客の隔離なく独立自全なる意識本来の状態である。(中略)人格は単に理性にあらざ欲望にあらざ いわんや無意識衝動にあらざ、あたかも天才の神来の如く各人の内より直接に自発的に活動する無限の統一力である。(中略)

我々の善とは斯くの如き偉大なる力の実現であるから、その要求は極めて厳粛である。カントも「我々が常に無限の歎美と畏敬とを以て見る者が二つある、一は上にかかる星斗爛漫なる天と、一は心内における道徳法則である」といった。」

ここには、純粹経験という主張とともに、自己の内にある深淵を見ることで、その底に善の心、

普遍的なものを見出そうとする思索があります。カントのいう心の中における道徳法則を西田も見出そうとしていますが、これが社会福祉的実践の原動力になると思われます。

西田幾多郎先生の主なキーワードを列記してみました。

- ・純粹経験、自覚、場所
- ・叡智的一般者、叡智的自己…これらは、意識する意識を探究したときに見出されたものです。
- ・絶対無の場所、無の文化
- ・弁証法的一般者
- ・行為的直観…行為的直観とは、主観が客観を限定し、客観が主観を限定する歴史的な世界に関係します。
- ・絶対矛盾的自己同一…歴史的現実界は弁証法的世界ですが、そこで主体は行為的直観的に自己を形成していきます。そして、歴史的現実界は絶対矛盾的自己同一という構造を持っています。ここに列記されているのが主なキーワードですが、一つひとつ見ていきましょう。

はじめに、『善の研究』に登場する純粹経験です。純粹経験とは、主体と客体、あるいは意識とその対象が未だ分離していない、意識の状態のことになります。

一切の分別が生ずる以前の、根本のところからものを考えようという主張になります。

精神と物体は独立した実体として考えられていますが、本当にそうでしょうか。精神と物体は独立した実体ではなく、一つの実在の二つの要素と考えられます。

こうした主客未分化の純粹経験から私たちの意識や精神を説明しようという主張です。

そのときに、芸術家の境地が見出されます。芸術家においても、意識の直接的な統一状態からはじまります。それが、意識が分化し、発展していきます。そして最終的に意識の理想的な統一状態を迎える。これが芸術家の境地となります。一般人においては知的直観という境地です。

この境地は、優れたソーシャルワーカーの境地であると言えるのではないかと思います。

『自覚における直観と反省』という書物では、自覚が検討されます。

自覚とは何か。私たちの経験における直観や反省とどのような関係にあるかを検討しています。

ここで直観とは純粹経験のことです。

反省とは、経験の外に立って経験を見る意識です。

自覚とは、直観と反省との共通の根源になります。自己の内に自己を映すことです。

自覚とは、意識する意識のことで、対象化されません。対象化することができません。

自覚とは、知るものと知られるものとが同一であることの意識となります。

自覚においては直観が反省を生み、また反省があらたな直観となって無限に発展していきます。

自覚が深まるということは、真の自己、本来の自己に目覚めていくことです。

つねに自覚を深める、自己の発展を目指していく生き方は素晴らしいものであると思います。

例えば他者との関係においてその関係を修復しようとするとき、私たちは他者を変えようとすることで問題の解決を図ろうとします。そうではなく、自分自身を変えることが大切であり、問題解決のために、自覚を深めて、自他共の成長を目指していこうということが大切であると思います。

『働くものから見るものへ』という書物では、「場所」というキーワードが登場します。

一般的に認識を説明すると、主観がもっている認識形式にしたがって客観的対象を構成するということになります。

西田は、経験や自覚や意志の働きが生じる「場所」に注目しました。

このとき、認識とは、「場所」の中に対象を映して試みることと説明されます。

様々な私たちの判断は、主語的なものと述語的なものによって記述されます。主語的なものは述

語的なものの内に包摂されます。こうした考え方が、「述語の論理」と呼ばれます。ここでは主語を述語の自己限定と考えます。主語より述語を重視する考え方です。

場所には、3種類の場所があります。これは、自覚の深まっていく三つの段階です。一つ目が自然界や現象界などの「有の場所」です。

心の世界である意識の野や意識界は、意識とその対象が関係する場所です。この場所は「有の場所」に対立する「対立的無の場所」となります。

さらに心を深く掘り下げていくと、「絶対無の場所」があります。超越的述語面であり、超越的意識界です。

「絶対無の場所」に真実在があるわけです。

心の広い人、心のおおらかな人といった言い方がありますが、どのような心で生活を送るか、どのような境地で人生を過ごすかは、私たちの幸福感や生きがい観につながる大切なことであると思います。

西洋と日本の文化を比較したとき、有と無を対比して語られることがあります。

西洋は「有の文化」であり、日本は「無の文化」であるという主張です。

西田は『哲学の根本問題 続編』の最終章で、西洋と日本の文化を比較しています。

なお、西田は晩年に『日本文化の問題』を出版しています。

日本文化の特徴を説明するとき、しばしば「無常」や「はかなさ」から説明されます。

生あるものは、いつかは消滅します。はかない現実にかたわらを持っていても仕方がない。現実の世界から身を引き離し、日常を離れて隠遁しよう。こうした生き方には徹底した「諦念」、「あきらめ」があります。

自力は信頼できません。そこで、自力に対して他力によって生きていこう。

自己を変革するのではなく、徹底した自己犠牲で生きていこう。

無の文化は、こうした悲観的な生き方と重ねて

語られることがあります。西田の考え方は違っていると考えられます。

「無私の行為」には「表も裏もない行為の純粹さ」があります。

「無」だからこそ「私」の内には無限の可能性があります。

西田哲学には、創造的で個性的な自己を重視する考え方があると考えられます。

『無の自覚的限定』の「私と汝」という論文では、時間や環境そして他者について語られています。

「永遠の今」というキーワードが登場してきます。「永遠の今」とは何か。現在、この瞬間において、永遠に未来なるもの、永遠に過去なるものに接しているという思想です。過去や未来以上に現在、この瞬間を重視する思想です。

また環境と私たちの関係ですが、「環境が個物を限定し個物が環境を限定する」という表現が随所に現れています。環境を人間が支配するというのではなく、相互依存関係を重視しています。

この相互依存関係は、私たちの人間関係においても需要です。

「人格的自己としての私と汝との間には直接の結合というものがなければならぬ。」

「私と汝は弁証法的に結合する。絶対の他を通じて相結合する。」

弁証法とは定立・反定立・総合、あるいは正・反・合ですが、直接的な自己肯定の段階から否定の段階を経ることになります。

「自己の中に絶対の他を見、絶対の他において自己を見る」ということになります。

そして総合の段階として、「私は汝を認めることによって私であり、汝は私を認めることによって汝である」ということになります。

『哲学の根本問題』以後、「弁証法的一般者」というキーワードが登場してきます。

一般的限定と個物的限定や円環的限定と直線的限定は、絶対に相反するものです。そうした絶対

に相反するものも自己同一を保持しているという思想です。

西田の思想には弁証法的な性格が見られますが、ヘーゲルの「過程的弁証法」に対して「場所的弁証法」として完成しています。

西田は、『哲学論文集』を7冊出版しています。なお第六と第七は西田の死後の出版になります。

『哲学論文集第2』において「行為的直観」というキーワードが登場してきます。

「われわれは世界の外に立って世界を眺める「単に見る眼」ではない。身体をもち、行動する。」

「わたしが考へる故に私があるのではなく、私が行為するが故に私がある。行為即直観、直観即行為。」

「行為的自己の立場に立って考える。「社会的」あるいは「歴史的」な連関のなかで考える。」

「われわれの身体は、表現的なものに動かされ、表現的なものを作り出す。「制作」の背景には「歴史」がある。」

「芸術制作は徹底した自己否定をとおして成立する。」

「非合理的な世界を合理化していくという課題を担っている。」

『哲学論文集第3』において「絶対矛盾的自己同一」というキーワードが登場してきます。

絶対に矛盾的なものが、矛盾し対立しながら、全体として自己同一を保持しているということです。

「絶対矛盾的自己同一」は、現実の歴史的世界の論理的構造を言いあらわしたものになります。

現在は、過去から決定される機械論的、因果論的世界ではありません。

また、現在は、未来から決定される目的論的世界でもありません。

現実の歴史的世界は「絶対矛盾的自己同一」のまま不断に自己を形成しているという思想になります。

私たちの人生において、過去や未来に束縛され

ることはありません。現在の無限の可能性を教えてくださいと思っています。

以上、西田哲学を、彼のキーワードを用いて紹介してきました。

西田の主な書物と出版社、出版年を列記するとつぎようになります。

『善の研究』、弘道館、1911年

『思索と体験』、千章館、1915年

『自覚における直観と反省』、岩波書店、1917年

『意志の問題』、岩波書店、1919年

『芸術と道徳』、岩波書店、1923年

『働くものから見るものへ』、岩波書店、1927年

『一般者の自覚的体系』、岩波書店、1930年

『無の自覚的限定』、岩波書店、1932年

『哲学の根本問題』、岩波書店、1933年

『哲学の根本問題／続編』、岩波書店、1934年

『哲学論文集第一』、岩波書店、1935年

『哲学論文集第二』、岩波書店、1937年

『哲学論文集第三』、岩波書店、1939年

『日本文化の問題』、岩波書店、1940年

西田哲学を簡潔にまとめると、自助と共助の哲学、人生の成功のための哲学であると考えられます。

自由な経済社会において、自立すること。他力ではなく自力が大切です。自分のことは自分で何とかするという自助が基本となります。自分自身が努力することによって、自己実現をしていく。現在の自分の置かれている状況について、他者に責任転嫁をしない、それは自己責任であるという生き方です。

一生涯、何かに挑戦していくことが大切であると思います。何かを創造することができたら最高です。前へ前へと自分の世界を広げていく創造的な人生を送りたいと思います。

こうした人生はだれもが送ることができます。そのために自身の心を深く掘り下げていくことが重要であるということをお話していると思います。

また、心地よい人間関係を作ることが大切です。

共助の世界です。社会における人間関係は上下関係ではなく水平的な関係で、互酬性と協力に基づくものです。

そのためには他者を尊重する必要があります。自己が犠牲になる必要はありませんが、自己の否定を通して他者を尊重し他者になりきることが大切です。専門家であれば、クライアントを尊重しクライアントになりきることが大切です。私たちはそうした姿勢を貫くことができます。

さらに地域社会においては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合うことが大切です。こうしたことを教えてくれる哲学、それが西田哲学であると考えています。

私たちは、他者や社会のために現実を変革する夢を描き、そしてそれを実現しようとする専門職を目指すべきであると考えられます。

ただ、公助の世界について西田は多くを語っていません。

私たちは健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有していますが、そうした社会を実現するために、公的機関の役割や国と地方との関係等に関する発言が見られないのは、とても残念なことであると思っています。

最後に建築と福祉の連携のためにどのように考えていけばよいかをお話したいと思います。

データに基づく論証を今日することはできませんが、私が検討しようと思っていることは、建築関係者の基本的姿勢の再考です。

自然や他者を、経済的・効率的な観点から利用と搾取の対象と見なしてきたことを反省する必要があると思っています。

いかに支配し統御するか。

いかに効率よく利潤と利益を引き出すかに関心が集まりすぎているのではないかと考えています。

建築と福祉の連携のためには、建築関係者の基本的姿勢を再考していく必要があるということをお話させていただいて、本日の講義を終了したいと思います。

本日は、ご清聴ありがとうございました。